

添付法令資料 1 :

韓国政治資金法 (目次)

2026 年 4 月 22 日法律第 21578 号により一部改正 2026 年 7 月 1 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条ないし第 3 条)
第 2 章	党費 (第 4 条及び第 5 条)
第 3 章	後援会 (第 6 条ないし第 21 条)
第 4 章	寄託金 (第 22 条ないし第 24 条)
第 5 章	国庫補助金 (第 25 条ないし第 30 条)
第 6 章	寄付の制限 (第 31 条ないし第 33 条)
第 7 章	政治資金の会計及び報告・公開 (第 34 条ないし第 44 条)
第 8 章	罰則 (第 45 条ないし第 51 条)
第 9 章	補則 (第 52 条ないし第 65 条)
附則	

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所